⑷　入札を行う地域の競争参加資格（全省庁統一資格又は財務省競争参加資格）を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であること。なお、入札書の提出期限までに、「資格審査結果通知書」の写しを提出すること。

なお、全省庁統一資格の申請は、「競争参加資格に関する公示」（令和４年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で受け付け、財務省競争参加資格の申請は、当局ホームページに記載されている時期及び場所で受け付ける。

また、仕様書で定める業務に応じて、次の①から⑫の資格を全て有する者であること。

①　「巡回業務」を行う者は、令和３・４年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは令和４・５・６年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

②　「草刈・保守業務」を行う者は、令和３・４年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、あるいは令和４・５・６年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

③　「防草シート敷設業務」を行う者は、令和３・４年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは令和４・５・６年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

④　「柵設置業務」を行う者は、令和３・４年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

⑤　「看板作成設置等業務」を行う者は、令和３・４年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは令和４・５・６年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑥　「樹木伐採業務」を行う者は、令和３・４年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

⑦　「投棄物撤去業務」を行う者は、令和３・４年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは令和４・５・６年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑧　「巣撤去等業務」を行う者は、令和３・４年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は令和４・５・６年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑨　「流出土砂撤去等業務」を行う者は、令和３・４年度財務省関東地区競争参加資格「土木一式工事」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、又は同「とび・土工・コンクリート工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。

⑩　「斜面簡易措置業務」を行う者は、令和３・４年度財務省関東地区競争参加資格「土木一式工事」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者、又は同「とび・土工・コンクリート工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

⑪　「建物開口部閉鎖業務」を行う者は、令和３・４年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

⑫　「見積書作成業務」を行う者は、令和３・４年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

⑸　各府省庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

⑹　税の滞納がないこと。

⑺　申込受付期間の最終日の属する月の初日を基準日として、基準日前５年以内に監督処分を受けていない者であること。

⑻　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

⑼　入札説明会（随時説明を含む）において、業務の概要等の説明を受けた者であること。

⑽　入札参加グループでの入札について

イ　単独で業務が担えない場合は、複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）で参加することができる。

この場合、入札参加グループの構成者のうち１者がグループの代表者となり、提案書の提出及び入札手続を代表者の名前で行うものとする。また、入札参加申込みに当たっては、入札参加グループ結成に関する協定書を作成し併せて提出すること。

また、業務の実施に当たっては、入札参加グループの代表者が責任をもって国との連絡調整を行うとともに、入札参加グループの構成者も定期的に国と連携を図り、円滑かつ迅速な業務を実施すること。

なお、入札参加グループの構成者となった者は、本競争に参加する他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。

ロ　代表者は、上記⑴から⑶及び⑸から⑼までの全ての要件を満たすこととし、グループ構成者は、上記⑴から⑶及び⑸から⑻までの要件を満たすこと。

なお、上記⑷については、「入札参加グループとして、すべてを満たすこと」で可とするが、代表者及びグループ構成者は、それぞれ、少なくとも１以上の「入札参加資格」を有していること。

７　実施要項及び入札説明書の配付

⑴　配付期間　令和４年11月30日から令和５年１月18日まで　平日９：00～12：00及び13：00～17：00

⑵　配付場所　〒330―9716 埼玉県さいたま市中央区新都心１－１さいたま新都心合同庁舎１号館14階　関東財務局管財第２部審理第１課　電話048―600―1182

８　入札説明会

⑴　開催日時　令和４年12月16日13時30分から14時30分まで

⑵　開催場所　さいたま新都心合同庁舎１号館14階　会議室

⑶　説明事項

イ　業務委託の概要

ロ　委託費について

ハ　契約期間について

ニ　提案書及び入札書の作成要領について

ホ　その他

⑷　出席人数　１者当たり４名までとする。

９　随時説明　入札説明書のとおり。